會本甲越軍記

初編

三

2258
3

門 達へ 13
祝老 2258 3

徳川十五代記　編

開明小説 鳥追於松實録 十五 大尾

弥説 夜嵐實記 全

近世 松村春輔著 櫻田實録 全

書物繪入 貸本所

東京牛込細工町 誠光堂 池田屋清吉謹白

春雨文庫　編

敵討 笹野權三代記 全部十五冊

近世記聞　編

明治太平記　全

参考肥長 鹿児嶋士傳　編

此書たるや出軍士卒の日記或戦地より歸京せし探偵人等の因り西國証討の始末を詳細ませる第一の實録なり

近世小説 青木實記　全部　近日出来

這徳川家の旗下に青木弥太郎小倉藩長吉唱妓賤ひ等春情の事奇暴借強談の悪事青木の奥方艱難心苦を記し實録の反紙綴りたれハ近世の珍書なり

牛込 清

繪本甲越軍記卷之三

山本勘助之事　弁勝千代対面勘助事

幼稚

雄を左の方へ捨て果して慈敗と成り其後は只管軍法を以て寄手を防ぎ
需え籠城の縄張りを厳重に申付工夫し孫兵衛門を熟慮し御五郎義の
道知れず数日を経ぬ。扨れども那事うるおぼえなきや。若て社官の近ふ仕ぶく
国々の諸侯集り名号城国使を以て招ども社人朝暮農事
城家業中。従月向雲の廬を守り笠城通る院着の如く偏
然らして主向へ送りる矢文二年と云家もとや者に伝き打
も山路の雪積り青山の花ひらく銀垂玉樹とあれ変廬なん
道雪も絶るわろ霜九十七月日牛窪辺郷の縫民ども合戦今年
も近年もろん大雪ふるまで山路の雪ふるけな森花をとるべ一宮助成も
偉し。それ元来不具の雖夫とも斯ふ夏ふるめる道ふる厨ふ
なるを郷民の偉候を幸へ猪猪を狩へ厨で山路ふ変ふる猪

ふ健なる者城探び村に雪背ふ。山中ふ男ふ岩間を
巡ふ本蕩城探ふ雪ふ疲める深山の森深雪の中に逃出ふ。
思ひく丸絶を入きぞ子路を尽ふ。突ふる猪日猪ふて猟ふ
西ふ傾く處ふ鄭蹟の山ふる長ふ多ち一隻の大猪猪を追ふ
豆物を猪出ふ。長杉も牛の鼻ふ。鼻嵐ふ大ふる城吹掃ひ牙を振し
弦ふふふ雪ふ八石ふ。狂象の波をわふる考ふ。八数十人の
壮民ふ。ぐ石ふ弦馬ふ。番猪城ふ入る者打く。石性左性ふ城ふ猪動助壮
民の渡ふ。ふる城ふ入ふ猟猪原て振ひ起ふ。庄子中指ふ。
ひぐも大指ふ。李指ふを次ふく猪の柄を堅ふ。
屋進ふ。怒猪ふ死ふ。其身を猪ふ引副てふ。ふ級ふ付
彼ふ頸本の逆ふ。ふる怒毛の透間を突ふ。血及ふ云及ふ。その

有牧車輪を捲ごとくよりも速なり。猪も一生懸命の場所頭をさゝげ
牙をならし悪勢憤怒の勢ひおそろし。折しも時が間ちかく勘助雑夫の呼を
聞とも疑を放ての早業に飛鳥の碁着矢の如く群がる中へ走獣の前に
と駆ちよるとも疾く一聲さけんで一発を突入ける猪はいよく怒をなし
突きかゝる身を退し鎗の柄を捕へくと見るが鎗打ち手かしてつ
八丈駆回れば猪は壮士の蹴立る白雪怒涛の風に乗てて既に危く見えし
血汐に雪は染て肢廿は庭に起つくかしなたかと見えしが
鎗玉にあげたる二間ばかり遠向の方へ投付たる最前よりの猪は歯がみ
をして眺望ける壮民ども一同に驚けんと半死の猪を突つけ
同音に喝采なし人と或ものは安堵をなし鳴も猶どよめき壮民ども擾まりの
ある拐をかけて猪を連てやゝ山をゝり雲立ける家に立入る

勘助も此体を見て猪鎗に打も扱隠に郷民より乍獨り家路に赴
んとせる時勘助が後より遥に来ぎて其の何ぞ勘助折て路を尋ねる
を細かに其人を見るに一人は五十の上の年許の童形今一人は六十有余の老入道
まもなく所由有げなる旅行の風俗巌に登り勘助案の戸を押開
に見たれば鎗の張り八に小十二歳計の頭を頻に礼をなし勘助も膝を
同く禮服を着せし時老入道申けるは某は甲州武田家の士に信州浄とも
あるにて候は往仕たる少年は某が主人武田勝千代殿なり也爾より勘助礼
を恭くしたる其勝千代君臣の人々は此庵中に請じ座に拝して
近へ此山中に隠棲たる浪人の茅屋へ甲斐殿の御公達いかなる事にや
ござ仕合にて不従者一人を召しに奥へ向かへなる故事を尋
ぬは哀と白浄音語せんとも序に勝千代君同ひたる勘助の宿る君

甲越

勝千代
雪中
訪山本
勘助

諸方に客たる何しも折を得く対面し帰らして軍法の奥義を学ばんと
世の人の名将所に訪ひしが遂に出られざる故に帰らん事を悔みて
へし直に山路に其志を達し刻諸人の中に立交りて其猪を実有れし動作進一
に見物し剱術の錬磨をあまた見るに其有為の風俗にも東山東
海両道に武田の右に出る豪傑の諸侯なく武術錬磨の士国中に充満
す実国の家の鳥獣とのその用ひざる鱗の案は常く従のそれに
付ては武術に尽要する士卒とも幾多であるとも何の不足に
支ありて他の人に従ひ軍法武術を学びのやぶるかく假令は其
賤名を知し召徴寄られんとするらば一人の奴隷を御使として招せらふ
石良将某徴に應じて来るらんだ其附属と春随はずんば事ならんも随従幾
許をも召連らるべき事に金帛の……国中へ道を……

に山林の地を踏せ一年に僅に三ヶ国を攫く筆……肩衣を
……懐に入て……足下の不知……
義なくば上源く包むべき物なし某幼年にありて其肺肝を吐て委く
を物語りいて……主人左京大夫信虎武略に旅くは隣国に強敵
並ぶる者なし当時は英勇の諸侯とよいへども武田家の武威を慎み侵さ
その一人もなし然れども生得勇気なる事甚しく驕傲の心起し
忠臣の諫言は容られず不仁の挙動ども甚しく良教を是
あるらに二男次郎丸と申すを寵愛せられば嫡子
を捨て是をもて家督を廃去せられんとの結構ありて家中の忠義の輩
諫る者あるといへども何事にも用ひられず存念まてる事を……これさる
家臣なりしが次郎丸君を嫡子に立るにも……

年齢幼ふくぶある者ども頭を傾け歎息てんてんとして諸言ありつゝん
その外皆死を賜ひ或ひは堅く閉ひられぬるが故今日於くわにを振んで
一人として従ふるものなく朕ふ忠誠の道絶果ぬ新田三郎より以降相傳の家系
所絶せん事迫れるかあるべしこれふ後く竊ふ察仲能叔丹が知謀
おのく化國ふ衰亡沒落の淺を待く植公を守護し國を復しるべ
何ふ働ん今日ぶ千代を蔑め國を脱さんとぞ弱く信虎唯今此暴
悪止ぎる時他國の為に亡されぬふ絶不然しても信虎没後ふ次郎九の
代となりて嫡ぶ千代を取立ふ甲國へ還住ふさせ奉らせんとぞ存じ
是ふ上に山本勘助談じ存ずるふ慶理ふ事ふ思ふ勝千代を頼
ぶ一ぶ七年ぶ其間離と雖ども軍法兵術教授しつる思ふ

ふ生質ふ而ぶ上ふ足ぶ
人幸ふ上ふ
猶ふ進退を変じ
武田君臣の人々ふ向ふ諸ふ君君さ
ふ代ふ至ぶ
周の代ふ晉獻公と云人あり代ふ晉の大国ふ守り勢ふ強大ふ其
文人ふ子ふ多ふ
生人病死せり獻公驪姫と云
男子ふ生ませり彼ふ驪姫獻公の年老ると見て晉人を欺ふ申生
重耳両人を殺して殺害しぬ
計ぶ成ぬ計ぶ其時秋公国ふ

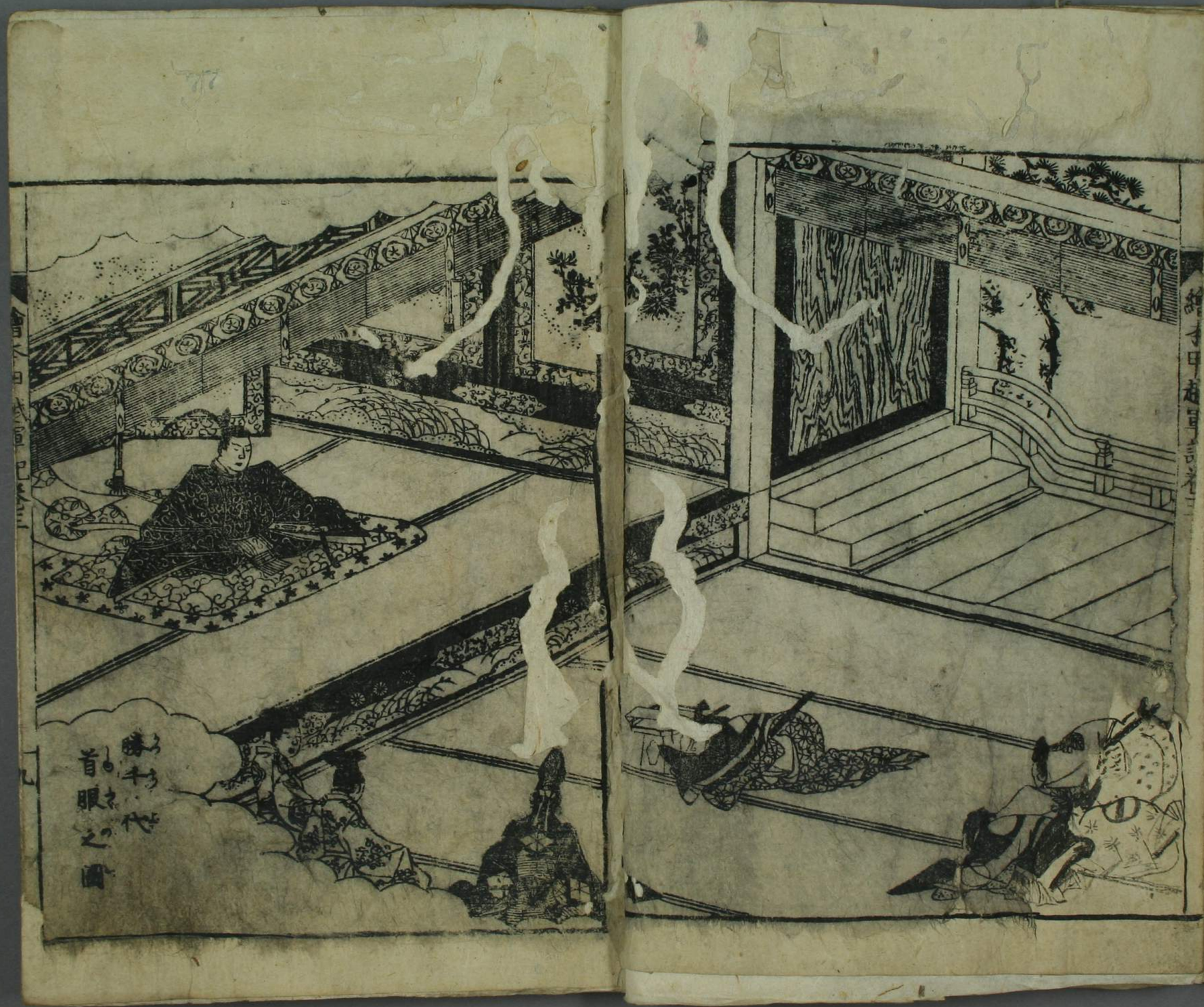
勝手代
首服之図

地を長男申生を蒲城を守せ蒲城と云地は二男重耳を
て屯しむ驪姫公子両人の幸国公に近く二城を張て幸ひ
れ間ひ驪姫ろ長子申生に対し不誅反て父を廃そして国を奪
ともろ計議あり速に計ると後は悔ゆるも及ばず人
は云せ已も云人々も献公敬く信じ給へ此時献公狩に出て
六日にて味を陶ぐ申生其母を訪ふ献公の狩場に在
ちなみの脂酒を供物酒
とくあぐ驪姫ろ献公の方へ行きを待り献公狩場に在
を待居ろ
ろ公子申生先人を祀る所の脂を傷と云ふ也献公帰くよび酒
献呑んともろ計驪姫ろ同祀の脂も反給へろ色もろ辛ろ

甲越

罪せられん其時鉄棚にありし時に我父楽しみをなし何ぞ身の罪なるを
辨じて父の楽しみを求んや又其時に天下の人我父に背て本國をも
うばふと云ん我まずされ假令我生を賴む人われを傳へ父の
しても若しく家を継ぐ道理なり死して父の在る安きに不如じや賀新城
に隱居を爲せるのち是子なるものは父に背る事の罪は
假令信虎君長子と云へ二男を立て國を讓りたまふも父の命にまかせ
背くのならざる事生が死して父の心を安んじたまふに比たる時に遂りに
成易の孝なり然ば晴信三郎殿家督を譲られたまふしも義は人に
まはその心あるは信虎公の世に在りし後君に國を讓らせたまひ
むかし齊の小白が傳士に議をまかせ幼稚にして忠孝の志を
も辨へざる程の年齡なるに何ぞ悦ばせたまひ中に至るまで

其時より出して子を云ふに我既に十三歳其上聡明なる
其父に當るかの行ひのみならず何ぞ愚俗と等しく他国に住せしむる
城侍等は謂しめんや菓に旅てる宜しからんも存せん又武田の家督をふ
の子孫数代歴て終に諸侯の家忠良の臣下数多あり若信虎公ありて
後遠日々不募ありしに忠臣のこの育て後に帳を押し
出しも信君あ三郎殿にも何ぞ家名は失ひたまふ
仁を取る事家督と定めたまふ事遠くして本の内なる
御本国を退き不孝の名を以て支
にして未来に通じてうなかし栄して抜擢に小山田の
信虎公今川家に押し勝千代を取てせし事支忠臣
せざるを諸葛武候が蜀の王に仕て

甲越

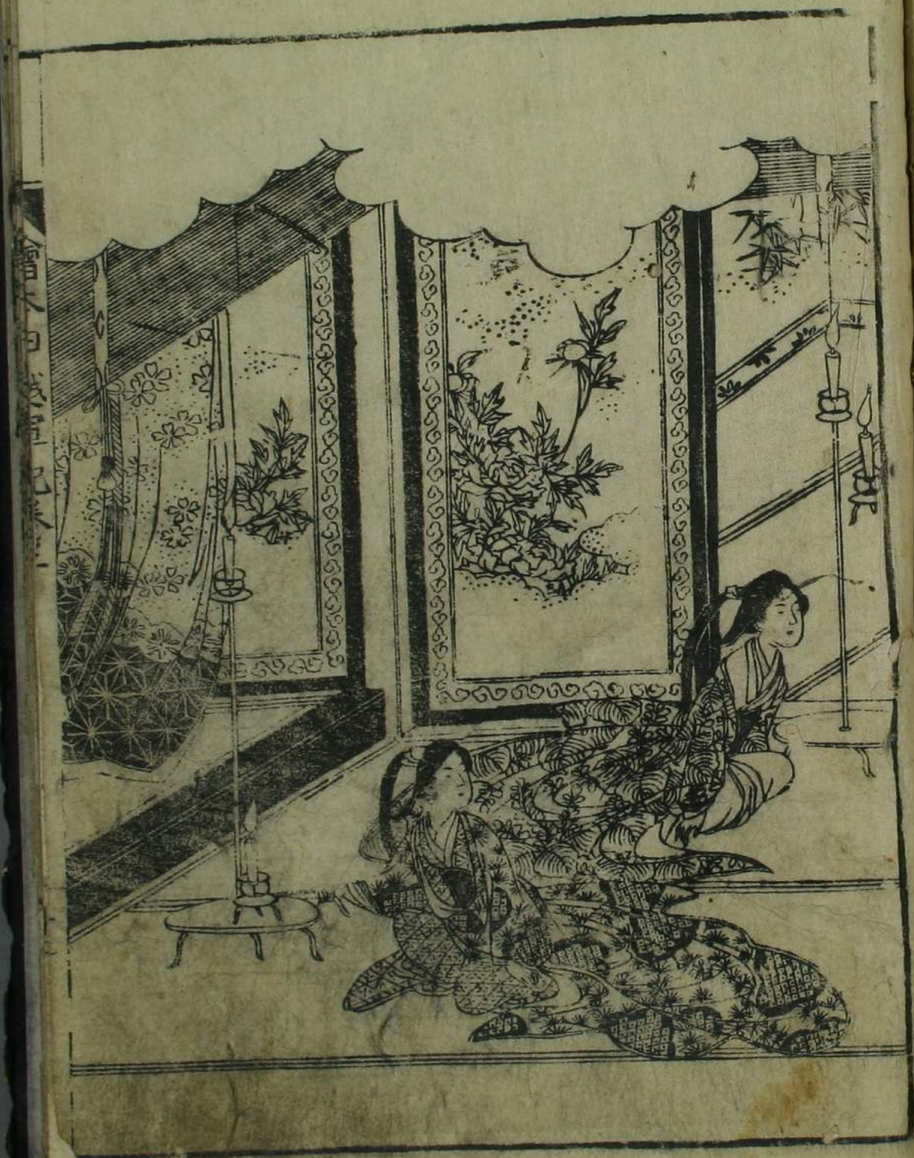

晴信家室入輿

甲越 81

虎狼出ざる以前。呉魏蜀二國鼎足のぬく分ぶ[illegible]事以論せし[illegible]
漢古今以隔れども[illegible]良將智者の用捨は差ざるこれし不思議なる。
勝千代君を勸助ぶ義論の分明なる以感ずと云て[illegible]
[illegible]ぶ教ゆ[illegible]ぶ今國ふ立ぶ[illegible]進ぶ以父の意ふ[illegible]
入道いろふ[illegible]ふ嘆も勸助ぶ言語條理明白なるふ[illegible]服し[illegible]
氏の語名を墓ひ此地ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
必ど我家ふ[illegible]ふ勝ふ代ふ教ゆ[illegible]
國の幸ひ[illegible]ふ勸助ぶ同良禽ふ本と見ぶ[illegible]良臣ふ若以擇人て[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]ぶ敵て何ぶ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
今日勝千代君ふ拜謁し。其聰明ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
勸ひ[illegible]ぶ君を[illegible]ぶ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ふ仕ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
君ふ二國一城の主ふ成ぶ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
安逸ふて一代を終ふ人ふ異ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
大樹の歸を[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]る諸侯以伏[illegible]ふ上ふ天子ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
若し[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
なく其[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
小嬢入道[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

なる時ハ天子よりと廉人ハ仰てるまで其法嚴重にして貴賤上下共
分定り。假令何程の大惡あり共其罪を糾さず國家亡世の
時ハ上下混雜無秩序にして主人一條の後を乱くハ忽ちに海を望
極て成時ハ乱るゝ。嗚呼小月日紙費をべきハ虎朝暮
議悪を好ゝ。ふてゝ時ハ紙失ひ。ゝと宮ゝを汲く其志ハ白く俗ハ
一隅紙守り。安閑として一生紙空ふとる仏例ハ有ゝ。主人の面を眩
とかゝめてハ名ハ勝千代その心と悟り勤助ハ向ひ今入道がもとへ
一國を守ん。弾鋪の食ハ縹色酒紙甘んじ。寿精の肉ハ臭を肥と忘
嬉狂もゝ。我家を愛して國とふまべき期るゝと思へ。勤助崔嵬し
て歎ひ。ゝとふ君臣の情志紙間安ハ業が君紙ゝ。今豪利家の武
威衰へ有まゝ。無ゝ。天下ハ諸侯ゝ。ひハ隣を蠶食し天子

ハ貢紙奉ふ。そのゝく王道の頽敗ハ。若天下に志ある
諸侯ありて自己ハ國事ひを捨。一番ハ帝都ハ馳上り。豪利家を取ゝ
天子ハ宸襟紙安光まる紙名ゝ。義兵を張ゝ。ひ旗紙靡し四海の礼と
縋ゝ。ゝ。ば四方雲の如くに涯の天下の権柄其人のゝ手に陽ゝ。ゝ。
なゝ其志のゝ人ありても智と勇と武器と仁義を宿ゝ。ば立ゝを奥せ
ざゝて帝都ハ上り。天子将軍ハ為ハ我ゝ義兵を挙ばゝゝ。ゝ。
其雖令紙用ゆゝのゝん是烏稽の真似をして水紙春ゝ。ゝ。
武門家ハ清和天皇の末家号ゝ。武威ゝ。臣下ゝ。ゝ。の基ゝ。
上ハ将智謀兵略紙兼ゝ。天下紙平均ゝ。ゝ。何の難紙夏ゝ。
ゝ天下を定ゝ。思ゝ。ゝ。甲斐信濃両國を踏定め次ハ上野下野武
蔵相模紙取其後駿河ゝ。三河ゝ。を取ゝ。洞翼ゝ。ゝ。ゝ。

畿内中国西海を定先ゞに果たし君ふ仕さる汝若し駿河ようとも
相模伊豆を伴て表むれを武者修行せ務へ諸国を巡回し。疾行とも
彼国くの弓箭仕様ひろみ広う其後君の御代を知し古さる時甲州ふ
糸く仕へ奉べし。是ト意を彼国を攻滅けの上の後せん為くせ
ヤ甲州ふ小幾日浄も喜ひ小憑ど新く其和を勘助ら方ふ勝千代君
諸士小一宿し。経育兵法武討論し。且勘助と主従の約を固め翌日
小幾を幼主を助ふ甲州ふ立帰ゞ勘助を武田御家ひとて武田純
歴ふ我と出ふる

勝千代首服事 并 転法輪家息女入輿事

斯く小幾入道日浄を幼主とく甲府ふ迎ひ為て色ふも出さん。
其年ひとなく義満ゞ天文二年正月ふ成ふ為ひ家既

ども信虎の暴悪を世ゞも沒ひ支なく[illegible]二郎九を驚和
を懐んと思ふれ[illegible]ゞ勝千代九の為の[illegible]
正月元日新年の加祝として酒盃を出さる[illegible]御身呑で二郎反
ふ[illegible]ゞ小孫六反ふ賜ひ勝千代君ふ盃沒ぐふ[illegible]
大ゞふ面目ふ先ゞ面を報恩く存ふ起ひ庭中に左合ゞ者ども若君
の公根を推ひ愛情き事くると思ゞ一滴を流し[illegible]事を
年始ひ月月ふ守ひ関守も無ひ[illegible]年猶ふ代
十六歳に成ゞ[illegible]駿河国の太守今川治部大輔義元ふ
家の情公ふ[illegible]ゞ正月より頻ひ[illegible]使を以て[illegible]
代年齢のゞ十六歳ゞ[illegible]
信虎ゞ[illegible]止事ふ沒ひ[illegible]服の親式沒ひ[illegible]其頃京都の足利

84
日越

将軍義晴公の治世ハ主上ハ人皇一百六代後奈良院の御宇なり
義元名臣の執権なりしも将軍家の諱の字を賜り上野中務大輔
を上使として甲州に下され晴信と我名をあらためさせ今上皇帝ニ條
左大将公頼卿を勅使として晴信に任じ大膳大夫兼信濃守に任ぜ
らる勅使の御下向上使の入来甲州国中の賑ひ大方ならず又義元の
執持に依て京都から轉法輪家の姫君を娶て大膳大夫晴信の室家
とし同七月に京都より御入輿ありける信虎も為に重ねて悦び
給ひけり

海野口城攻事　并　退口事

爰に其頃信州海野口と云所に平賀武蔵守入道源心と云者あり。
その先を尋るに則武田家の一族なり右大将頼朝卿に

85
甲越

武蔵守義信が末葉武勇近国に聞え大膽にして身の力七
信虎の残悪なるを憤り近来不和となり村上左衛門尉義清諏訪頼重と
本より義高小笠原に同意し武田の領分え折々乱入して国を
劫掠す故に合戦絶る間なかりける天文五年十一月信虎郎臣平
賀を討亡さんと出馬の用意最中なり老臣板垣駿河守信形進んで曰
君今般海野口へ御出馬あらせられ此最寒風雪を犯して合戦成
なさん事宜しかるべしとも覚えず將年手脚もすくみ府に帰りて御誅伐
あるべく強ふ存ずると止ども信虎思ひ立ことある事は留て人の異見
に従ざる気質なれば頭を振て曰若未春を待ば村上小笠原ら
後詰をすべし信州は雪深き地なれば彼等我城攻を聞とも雪を犯
して後詰をなせじ其間にこれ一戦を以踏破り捨べし此事もふけ

小宮ノ小路ニ上ル兎も角もと陣ヲ張リ出馬ス
兎ニ角ニ相談ス人々ハ始メ大膳大夫晴信二男次郎信繁（晴信ノ弟）
後二郎九郎ヲ兄ノ服ノ信繁と称シ後ハ左馬助と云ク 穴山伊豆守信君 板垣駿河守信形 原隼人佐
友軍ハ天波ヲ虎軍ハ利備前ヲ加藤弾正ハ飯富兵部少輔虎昌 諸書
飯富ハ後ハ山縣三郎兵衛尉と云 晴信ハ逆ひ手ノ内ハ懐入ノ日浅ク跡ハ尾張ヲ教来
石民部介井市郎 其外逆軍ハ合八千多人十一月廿二日甲斐ノ出馬ス
やがて海野口ハ寄ヲ引ク城将平賀入道武田出馬ノ中ハ内ノ城壁ハ
堅固ナリ 源ハ本曽ハ芝ノ村上ハ早馬ヲ飛ス夏雪ノ飛ガ如ク信虎
ワガ城ヲ囲ミ及ハ衆ノ大軍ハ俵ノ甲及勢ノ後来ノ人ハ
ヨル来ル門外ヨリ乗ル攻ルヲ程ヲ信虎ハ剣頭ノ魁ヲ
夏今度ノ一戦ハ有ベキ事ヲ云セラル時信虎ハ

兵庫ノ小兵ヲ下知ス 四方ヨリ攻ル金鼓ハ鳴シ 産屋ヲ驚シ
ヲ攻ラル 源ハ入道ハ武田ノ大力者ノ活作ラレ 人ニ寄ノ
ヲ力ハ強ク 鉄棒ヲ引ク 辨ナル様ニ城中ヲ駆ル 武田勢ノ
捏ル体ハ攻付ル 石垣ハ崩ル 或ハ出源ハ無ク ハ打ル 槽ヲ
ヒモロ ヲ源ハ力ハ 人ハ三十人ハ 大石ヲ押ク
潜ル 槽ノ出ル 土ノ上ヲ真倒ハ 板屋ヲ焼ク
攻上ル 巨石ノ上ヲ打ル 頭ヲ
死ル者数ヲ知ラン 顔微塵ハ
紅波ヲ流ル 声ヲ出シ 攻ル
ヲ遠ザケ 徒ハ遠ク

甲越
87

信玄に間不の人々後詰として押し出さるべき寄せ都て危うきぞ小手を例年より寒氣はきつ。明風病を煩ひ小出合なれば進退維儀なりしかども各々小評定し。ひたすらに洞を延し後詰

さるべき一人も無之ゆえ新て対陣数日ふるひ十二月十三日より大雪日来ふ降り四方の嶽々こかの白妙と変じ。武田の陣中雪和光寺八九尺ばかり。諸軍雪の中に陣し。毎日陣屋雪のくるふ嶮しき風

ふ隠れ。病を患ふ。もとる者数々。同廿六日定山伊豆守信乃守将の御和

に農つ。大雪之流烟。陣屋日々小嶮潰され進今の分也。上方野

陣に上る事叶べしとも存ぜず。甲斐国諸国しく明年湯

治を使して後ぞ。これて味攻なさせのくとやく。一度の諸士一同小言紙

之為沙汰。陽鍛をもちめ。猶武者の猛将も滅地陸国多上に平賀

甲越

88

ゞ勇氣凛々として能防禦の術を尽せば寄手攻ぶ死亡を受り。拙

らぶ明日陣所引揚べしと思ひの外小雪降るゆえ其後左右を顧て進り

明日の殿せんとの事ふ晴信列を進て出張ふ後殿仰付られ下さる

なぶ子の者二百人。同御本陣二四里ば間引せのゆえ出ぬ跡ふ殿ぶ。

敵ふ近付て出ぶ。ひ討。なるも能押ぶ。しやくゆえふ信虎大口紙用

阿くやおゆひ。御ふ晴信ば出来し旅の後殿帰て。道ば滅以て手後ひ。

我勝日出所を引揚ふ。ともぶ同の大雪馬足雪中に陽入ま。進退自中ふ

ぶれ。欲一人も暴ひ討ふ手出ぬその方命ぶ。扨ふ故の出さんと都て後殿

ぶんと云ふ部て智者の者ふ無ふ。とつくとのく新る者も障ぶ出討ふも

出屋に附ふ之流る後殿して社功名ふ柄ふ云べ乃ま。のぞかるふ

附ふ後殿ふ。柄ふ。二郎ばかぶ這篠の文ふ

はげしく苦戦切く雲霧に成て城晴信更に耳にもとどまらず脱ぬ後殿にぞ成ける。
明る廿四日廿七日なれど黎明ゆもとどまるに武田衆の諸士何れも兵粮に
飽き隙伍を定め大将の下知に待て後信虎諸
軍に令して旌旗厳重に整へ陣く一同に焼き雄々しく立ち出る
小知し先金鼓を鳴し打立て陣勢の平賀武田勢の引を見て追撃
追討に案出るべし晴信郡臣の後殿を防ぎ敵の中に捨殺んとの
諸様うち完し作法にして仏ある者と是をさとり能の郷の残兵
こそと思ひ者と為ひ敵中に成の大雪降て敵の城せ先
ぬ敵日恩を休めて居る事なれば早天の気いかりも老く。
知るる是なれば方小金を鼓の音響く中へ陣を揚る法螺
の音聞へ合れば城兵櫓に登り武田勢を見ぬ

敵

すると

敵

陣

すを

甲斐

敵兵ら燃火の中より大麻の旗頭の諸軍一勢に成深
先鋒を以て陣へ雲を鉄陣引上ると見て武田の諸軍一勢に成深
追ひ信虎諸下知と敵ちが陣をや一里許引上げ其外の諸陣も大
墨ゆ引取しに城中勇士等深入の信虎引取の作法侍若
人の仕方ゆ城を後小見るべらず仕を安方小知世制繰しもちくこと
金鼓を鳴し引上る支者家を拵を行小ゆ追討小来小出し後陣
答石んとゆ深仏頭を振く用心を人も追付小出る支うち人数の
後陣城見る小其数三百騎ばかり足場仕をあり勢宿屯し出る山の
死のかく若追討うらべ火の出る程戦んと必死中成く備する肯紋伸く
常仕の者と申し信虎ぐ八千の中より偽小三百人ばかり後殿小残る

中仁

大岡政談 大一坊一代記 前后 四十 大尾
大岡政談 [illegible]錄 前后 五十 大尾
大岡政談 遠見鏡 二十
開明小説 前田先生編 高橋阿傳實錄 五十
近世新説 上野戰爭實錄 廿五
両國復讐 女武勇傳 四十
三考誠忠 義士夜討實錄 廿六
誠忠 義士銘々傳 百二十 大尾
前田先生編 復讐深山櫻 四十六 大尾
漆崎延房編 繪本難波戰記 全十五
誠忠 柳亭種彦編 義士銘々畫傳 編

一 古本類 品よりは不用すくはれこ節ハ直段直補申請ハ召捕ハ多めせ御用ニ仕付ハ夜奉願立仮貸本ニ義ハ筋書鼠喰并紛失等夫ニ代金申請ハ召捕わ[illegible]尤又貸ニ儀堅く出斷ハ少萬一又貸等被聚ハ別段見期申受ハ此表[illegible]中上置ハ之

諸光書敬白

通俗軍書小説 繪入續本
人情本 寫本 實錄 其外書籍
新古共 拾刪 真贋 仕分

東京牛込區細工町十六番地
誠光堂 池田屋清吉

[illegible]記卷之[illegible]